

6

# 「万波医師」問題で訴えられた 移植学会幹部の忘れたい過去



深尾氏(左)、田中氏(右)ら学会幹部に批判の声が

相手に、6050万円の損害賠償を求める訴えを松山地裁に起こしたのは、昨年12月10日のこと。万波医師のやり方には『医学的妥当性がない』とした学会の声明を受けて厚労省が病気腎移植を原則禁止したこと。『生存権と治療の選択権を侵害された』というのが原告側の主張だが……そもそも学会幹部には万波医師を批判する資格がない、そんな声が訴訟を機に噴出しているのだ。

「例えば、市立宇和島病院の内部調査委員長を務めた元移植学会理事長、深尾立・千葉労災病院院長は、実は、日本の脳死移植に汚点を残した人物なのです」

愛媛県の腎移植患者ら7人

が、移植学会幹部5人を

宇和島徳洲会病院の万波誠医師(68)が行った「病気腎移植」騒動から2年余。

いま、移植患者や医療関係者の批判の矢面に立つのは、

当時、万波医師を厳しい言葉で糾弾した「日本移植学会」の幹部たちだという。

弘中惇一郎弁護士も、「脳死を人の死として認められるかの議論以前に、あの手術には問題があった。①脳死判定が杜撰、②ドナーの患者さんには夫の顔も認識できないなどの精神障害があり、脳死での臓器提供を本人が判断できる状況ではなかつた、③移植ありき、でドナーの治療行為が適切に行われなかつた可能性がある——筑波大の脳死移植は、患者のためといふ

そう指摘するのは精神科医の和田秀樹氏である。深尾氏は万波移植を『倫理面

で当然守るべき体制が整つておらず、行つてはいけなかつた』と断罪したが、教授時代の84年、脳死のガイドラインも定まらぬ段階で脳死移植を強行し、殺人及び傷害致死で刑事告発されているんです」(同)

当時、この告発に携つた

弘中惇一郎弁護士も、

「脳死を人の死として認められるかの議論以前に、あの手術には問題があつた。

①脳死判定が杜撰、②ドナ

ーの患者さんには夫の顔も

認識できないなどの精神障

害があり、脳死での臓器提

供を本人が判断できる状況

ではなかつた、③移植あり

き、でドナーの治療行為が

適切に行われなかつた可能

性がある——筑波大の脳死

移植は、患者のためといふ

うのではなく、個々のケイ

ター総長は、万波医師の病

気腎移植を『医学的には考

えられない』と痛烈に批判

していた。だが、わずか1

週間後藤田保健衛生大学

病院で91年頃行われた病気

腎移植に自身が関与してい

たことが報じられると、『病

氣腎移植を一律にダメと言

うのではなく、個々のケイ

ターレンダウン。

斯について議論していくべきだ』とトーンダウン。

当時の学会理事長で、大島氏とともに今回の裁判の

被告に名を連ねる田中紘一

・先端医療振興財団先端医

療センター長は『ドミニノ移

植』を始めた人物で、病気

腎移植との類似性について

これまで度々指摘されてき

たが、田中氏は

「ドミニノ移植については、

20年後に病気が発症する可

能性など患者さんにきちんと

情報提供しているし、移植

後の検査も毎年実施して

います。病気腎移植とは全

て異なります』

と説明する。だが、深尾

氏の事件について尋ねると、

「医師の倫理観は、人それ

ぞれですか……」

と歯切れが悪いのだ。

結局、お偉い学者先生は

お咎め無しで、町医者は槍

玉に挙げるというのが、日

本移植学会の至んだ実情な

です』(先の和田氏)

その皺寄せで地獄を見る

のは患者ばかりなのである。

より功名心でやつたと疑わざるをえない案件でした』

再び、和田氏が言う。

「この時行われた腎臓と腎

臓の同時移植は、国内でまだ成功例がなかった上、深

尾医師は腎臓移植を1例も経験していないかった。結局、

数ヶ月で腎臓も腎臓も機能しなくなり再摘出、縫合不

全などが原因で、移植を受けた患者さんも1年で亡くなっている。それに対して、万波医師の場合、腎移植の技術は確立されています。

万波医師の場合、腎移植の

技術は確立されています。

万波医師の場合、腎移植の

技術は確立されています。